

## 出産育児一時金支給額の引き上げについて

資料2

4 運協④

R5.1.11

### 出産育児一時金について

- ・出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度
- ・出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定
- ・現在の支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めており、原則42万円を支給

### 出産育児一時金支給額の推移について

平成6年10月～	30万円	出産育児一時金の創設
平成18年10月～	35万円	に引き上げ
平成21年1月～	原則38万円	に引き上げ ※直接支払制度導入
平成21年10月～	原則42万円	に引き上げ ※平成23年3月までの暫定措置
平成23年4月～	原則42万円	を恒久化

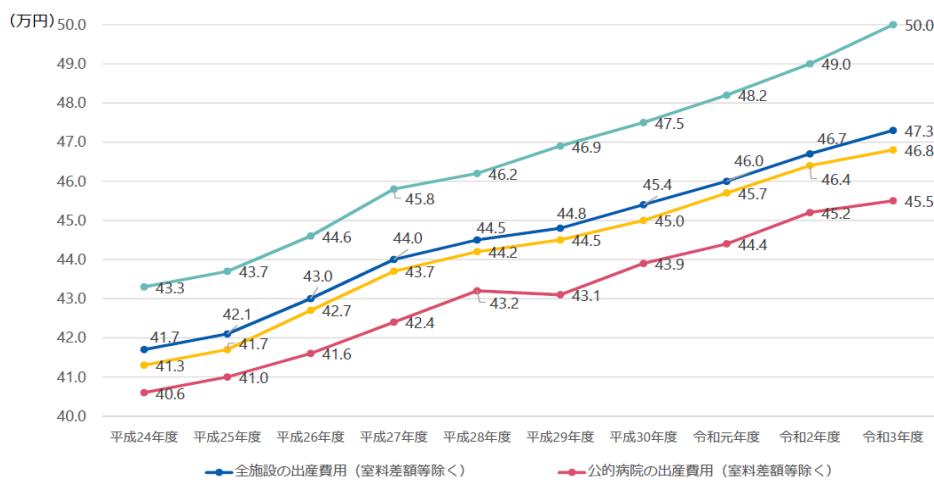
### 出産費用について

	平均額	件数
公的病院	454,994円	90,239件
私的病院	499,780円	108,259件
診療所	468,443円	248,748件
全施設	473,315円	447,246件

※正常分娩のみ

※室料差額等を除く

(令和3年度 厚生労働省資料より作成)



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。

(※) 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向 (2020年人口動態統計)

### 引き上げの経過について

- ・上記の通り、出産費用を出産育児一時金で賄うことができず、引き上げについて社会保障審議会で検討され、50万円への引き上げが了承された。
- ・出産育児一時金の50万円への大幅な増額が盛り込まれた令和5年度政府予算案が令和4年12月23日に閣議決定された。